

兵庫県立但馬文教府
資料集

令和5年7月

兵庫県 県民生活部

【目次】

1	設置及び管理に関する条例	1
2	管理に関する規則	10
3	敷地内図	19
4	施設図	20
5	建物・工作物一覧表	21
6	県有備品一覧表	23
7	令和4年度スタッフ配置状況	30
8	管理経費等実績額調（令和2～4年度）	31
9	令和4年度修繕料の明細表	32
10	利用人数実績（令和2～4年度）	33
11	利用料金収入実績・稼働率（令和2～4年度）	34
12	各年度の基準額（指定管理料）	35
13	生活創造情報プラザ関連資料	36
14	令和5年度高齢者大学年間講座	45

【兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例】

昭和38年10月29日条例第100号

改正

昭和39年10月2日条例第79号
昭和40年3月31日条例第12号
昭和43年3月30日条例第15号
昭和43年10月17日条例第53号
昭和45年3月31日条例第14号
昭和46年11月1日条例第65号
昭和50年3月18日条例第29号
昭和50年10月9日条例第44号
昭和53年3月25日条例第26号
昭和54年3月14日条例第17号
昭和56年3月27日条例第11号
昭和59年3月28日条例第5号
昭和62年3月14日条例第5号
平成5年3月29日条例第5号
平成15年3月17日条例第7号
平成16年3月26日条例第7号
平成16年3月26日条例第8号
平成18年9月28日条例第53号
平成19年3月16日条例第9号
平成22年3月19日条例第6号
平成23年3月17日条例第5号
平成26年3月20日条例第8号
平成29年3月23日条例第7号
令和2年3月24日条例第3号

兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、青少年及び成人の教養を高め、並びに地域文化の向上及び地域スポーツの振興を図るため、兵庫県立但馬文教府(以下「文教府」という。)を置く。

(位置)

第2条 文教府の位置は、豊岡市妙楽寺とする。

(業務)

第3条 文教府は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化的行事を開催すること。
- (2) 社会教育及び学校教育に関する講座を開設し、並びに講習会、講演会、展示会その他の集會を開催し、並びにこれらのために施設を利用させること。
- (3) 産業に関する科学技術指導のための集會を開催すること。
- (4) 郷土資料の収集及び展示並びに図書及び視聴覚教材を整備し、並びにこれらを利用させること。
- (5) スポーツに関する行事等を開催し、及びこれらのために施設を利用させること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(利用の許可)

第4条 別表に掲げる文教府の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければならない。

(利用の許可の取消し)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。
- (2) 文教府の設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に文教府の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 文教府の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 文教府の管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文教府の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第6条 文教府の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、

又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、文教府の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

2 第4条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

4 指定管理者は、教育委員会の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、文教府の管理に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和38年11月10日から施行する。

附 則（昭和39年10月2日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年3月31日条例第12号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月30日条例第15号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月17日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年11月1日条例第65号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 3 月18日条例第29号）

この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年10月 9 日条例第44号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 3 箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和50年11月規則第96号で、同50年11月 1 日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき使用の許可を受けた者に係る使用料の額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和53年 3 月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から起算して 3 箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和53年 6 月規則第65号で、同53年 6 月24日から施行）

附 則（昭和54年 3 月14日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中別表の改正規定（丹波文化会館の部団体に利用する場合の款体育室の項及びトレーニング室の項並びに同部個人で利用する場合の款体育室の項及びトレーニング室の項に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して 3 箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和54年 6 月規則第70号で、同54年 6 月10日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に第 1 条の規定による改正前の兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第 1 条の規定による改正後の兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に第 2 条の規定による改正前の兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき使用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第 2 条の規定による改正後の兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和56年 3 月27日 条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。ただし、第26条の規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和56年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、第 2 条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和56年度に兵庫県立高等学校（専攻科を除く。）に入学した者に係る入学料の徴収については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和56年 4 月 1 日前に第 3 条から第11条まで、第13条、第16条から第25条まで及び第27条から第31条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用、使用又は受講の許可を受けた者（第18条の規定による改正前の兵庫県立勤労青少年寮の設置及び管理に関する条例の規定に基づき寮室の利用の許可を受けた者を除く。）に係る使用料又は受講料の額については、第 3 条から第11条まで、第13条、第16条から第25条まで及び第27条から第31条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 昭和56年 4 月 1 日前に兵庫県玉津福祉センターの特別病室に入室した者に係る当該室料の額については、第12条の規定による改正後の兵庫県玉津福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和56年度に兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院及び兵庫県立農業大学校に入学した者に係る入学料の額については、第14条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定、第15条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第23条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 昭和56年 4 月 1 日前に第27条の規定による改正前の兵庫県立都市公園条例の規定により発行した回数券については、同日から昭和57年 3 月31日までの間は、なお効力を有する。
- 8 昭和56年 4 月 1 日前に交付の申請をしている者に係る自動車保管場所手数料の額については、第32条の規定による改正後の警察手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和59年 3 月28日 条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和59年4月1日前に兵庫県立大学（附属幼稚園を除く。以下同じ。）に在学している者（聴講生及び研究生を除く。以下同じ。）の授業料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和59年4月1日以後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

4 昭和59年4月1日前に第3条から第10条まで、第12条及び第13条、第15条から第21条まで並びに第23条から第26条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条から第10条まで、第12条及び第13条、第15条から第21条まで並びに第23条から第26条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 昭和59年4月1日前に兵庫県玉津福祉センターの特別病室に入室した者に係る室料の額については、第11条の規定による改正後の兵庫県玉津福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 昭和59年4月1日前に第27条の規定による改正前の警察手数料条例の規定に基づき交付の申請をしている者に係る自動車保管場所手数料の額については、第27条の規定による改正後の警察手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月14日条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 施行日前に第3条から第11条まで及び第14条から第29条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条から第11条まで及び第14条から第29条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月29日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 施行日前に第5条から第10条まで、第13条、第15条から第18条まで及び第21条から第33条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第5条から第10条まで、第13条、第15条から第18条まで及び第21条から第33条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定（兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例別表団体で利用する場合の款講堂兼体育室の項及び同表個人で利用する場合の款講堂兼体育室の項に係る部分（中略）を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月17日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成16年3月26日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成16年3月26日条例第8号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第9号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成22年3月19日条例第6号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成23年3月17日条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第8号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成29年 3 月23日条例第 7 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月24日条例第 3 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）・（2） （略）

（3） 第 2 条の規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日（令和 2 年 9 月教育委員会規則第13号で、同 2 年 9 月 7 日から施行）

（4） （略）

別表（第 4 条、第 7 条関係）

区分		基準額						備考	
		開館時刻 から12時 まで	13時から 17時まで	18時から 閉館時刻 まで	開館時刻 から17時 まで	13時から 閉館時刻 まで	開館時刻 から閉館 時刻まで		
団体 で利 用す る場 合	体育室	円 1,500	円 1,900	円 1,900	円 3,400	円 3,800	円 5,300	1 体育室を平 日に利用する 場合は、左欄 に掲げるそれ ぞれの額の範 囲内で教育委 員会規則で定 める額とす る。 2 「平日」と は、土曜日、 日曜日及び国 民の祝日に関 する法律（昭	
	会議室	1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200		
	第 1 研修室	400	500	500	900	1,000	1,400		
	第 2 研修室	600	800	800	1,400	1,600	2,200		
	多目的ホール	4,300	5,800	5,800	10,100	11,600	15,900		
	ホール	A	2,000	2,600	2,600	4,600	5,200		7,200
		B	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200		4,400

									和23年法律第178号) に規定する休日以外の日をいう。
個人 で利 用す る場 合	体育室	1人1回につき					100円	1 小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）は、左欄に掲げる額の2分の1の額とする。 2 「1回」とは、開館時刻から12時まで、13時から17時まで又は18時から閉館時刻までのそれぞれの間の利用をいう。	
利便施設		使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額							

【兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則】

昭和38年11月10日教育委員会規則第15号

改正

昭和40年5月4日教育委員会規則第8号
昭和41年3月31日教育委員会規則第3号
昭和43年3月30日教育委員会規則第10号
昭和43年10月17日教育委員会規則第14号
昭和45年4月1日教育委員会規則第15号
昭和46年12月28日教育委員会規則第20号
昭和47年4月1日教育委員会規則第26号
昭和47年9月30日教育委員会規則第29号
昭和49年10月1日教育委員会規則第16号
昭和50年3月31日教育委員会規則第14号
昭和50年8月1日教育委員会規則第16号
昭和51年8月1日教育委員会規則第12号
昭和53年6月24日教育委員会規則第12号
昭和54年4月1日教育委員会規則第12号
昭和62年4月1日教育委員会規則第8号
平成4年10月26日教育委員会規則第19号
平成15年3月25日教育委員会規則第7号
平成16年3月26日教育委員会規則第13号
平成16年3月26日教育委員会規則第14号
平成19年3月30日教育委員会規則第12号
平成22年3月31日教育委員会規則第6号
平成23年3月29日教育委員会規則第8号
令和2年9月4日教育委員会規則第14号

兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則をここに公布する。

兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例（昭和38年兵庫県条例第100

号。以下「条例」という。)第8条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例(平成16年兵庫県条例第2号)第4条の規定に基づき、兵庫県立但馬文教府(以下「文教府」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 文教府の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第3条 文教府の開館時間は、9時から21時までとする。ただし、20時以降は、入館することができない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(施設の利用の許可等)

第4条 条例第4条の規定により文教府の施設を利用しようとする者は、但馬文教府利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、但馬文教府利便施設利用許可申請書(様式第2号。以下「利便施設利用許可申請書」という。)に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

3 教育委員会は、利用許可申請書又は利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、利用の許可を決定したときは、但馬文教府利用許可書(以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

4 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ但馬文教府利便施設利用内容変更承認申請書(様式第3号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又

は名称)を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

(利用の許可の基準等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の利用許可申請書又は同条第2項の利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条第1項の許可をしないものとし、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 文教府の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文教府の管理上支障があるとき。

2 前条第3項の場合において、教育委員会は、文教府の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

(利用料金の基準額)

第6条 条例別表の規定により教育委員会規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(規制)

第7条 文教府に入場した者は、文教府の秩序の維持並びに施設及び設備の管理上必要な指示に従わなければならない。

(管理)

第8条 条例及びこの規則に基づく教育委員会の権限のうち、条例第7条第3項及び第4項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第7条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、文教府の管理に関して必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年5月4日教育委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和41年3月31日教育委員会規則第3号)

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月30日教育委員会規則第10号）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月17日教育委員会規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日教育委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年12月28日教育委員会規則第20号）

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日教育委員会規則第26号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年9月30日教育委員会規則第29号）

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月1日教育委員会規則第16号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日教育委員会規則第14号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年8月1日教育委員会規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年8月1日教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年6月24日教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日教育委員会規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（兵庫県立但馬文教府運営協議会に関する規則の廃止）

- 2 兵庫県立但馬文教府運営協議会に関する規則（昭和38年兵庫県教育委員会規則第16号）は、廃止する。

(ひょうご文庫図書貸出規則の廃止)

3 ひょうご文庫図書貸出規則(昭和49年兵庫県教育委員会規則第16号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

4 旧規則第6条の規定により貸し出された図書については、なお従前の例による。

(兵庫県立青年の家規則の一部改正)

5 兵庫県立青年の家規則(昭和37年兵庫県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第4条を削る。

第5条の見出しを「(施設の利用)」に改め、同条第1項中「を使用しよう」を「の利用許可を受けよう」に、「使用申込書」を「利用申込書」に改め、同条第2項中「を使用しよう」を「の利用許可を受けよう」に改め、「使用申込書を」の右に「所長に提出し」を加え、「但馬文教育府使用許可申請書を提出して、所長」を「但馬文教育府利用許可申請書を教育委員会に提出して、所長又は教育委員会」に改め、「これらの」「及び」「、兵庫県立但馬文教育府長」とあるのは「兵庫県立但馬文教育府青年の家所長」とを削り、同条を第4条とする。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条を第5条とする。

第9条中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条を第6条とする。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第4条関係)」に、「使用申込書」を「利用申込書」に、「使用したい」を「利用したい」に、「使用人員」を「利用人員」に、「調理研修室・使用」を「調理研修室・利用」に、「使用・時間」を「利用・時間」に改める。

附 則(昭和62年4月1日教育委員会規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年10月26日教育委員会規則第19号)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成15年3月25日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日教育委員会規則第13号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教育委員会規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教育委員会規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成23年3月29日教育委員会規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に第1条又は第2条による改正前の兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則又は兵庫県立文化会館の管理に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則又は兵庫県立文化会館の管理に関する規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和2年9月4日教育委員会規則第14号）

この規則は、令和2年9月7日から施行する。

別表（第6条関係）

体育室を平日に団体で利用する場合の利用料金の基準額

利用時間	9時から	13時から	18時から	9時から	13時から	9時から
	12時まで	17時まで	21時まで	17時まで	21時まで	21時まで
金額	1,200円	1,400円	1,400円	2,600円	2,800円	4,000円

様式第1号（第4条関係）

但馬文教府利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
 電話.....番

次のとおり申請します。

集会の名称					
利用の目的					
利用予定 人員	人	※ 利用実人員			人
利用する施設 の名称					
利用する設備 器具の名称					
期 間	年	月	日	時から	日間
	年	月	日	時まで	
※ 備 考					
※ 使 用 料	円				

（注）※印の欄は、申請者において記入しないでください。

但馬文教府利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話 番

次のとおり申請します。

利便施設の用途	
利用許可を受けようとする利便施設	
利用許可を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
※備 考	
※使 用 料	円

- (注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。
2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第3号（第4条関係）

但馬文教府利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話.....番

次のとおり申請します。

変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	利便施設の用途		
	利用許可を受けようとする利便施設		
	利用許可を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 の 理 由			

(注) 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

【敷地内図】



【建物・工作物一覧】

1 建物

所在地	建物の名称	建面積 (延)	備考
豊岡市妙楽寺見手山	倉庫	29.52	昭和50年3月31日
	本館	1,004.83	昭和38年10月31日
	体育館	625.00	昭和53年3月31日
	活動交流館	614.52	昭和38年10月31日
	渡廊下	55.12	昭和38年10月31日
	渡廊下	10.80	昭和40年5月31日
	自転車置場	9.00	昭和40年10月4日
	研修資料館	601.51	昭和40年5月31日
	ふるさと交流館	672.75	令和2年8月28日
	雁木	188.28	令和2年8月28日

2 工作物

所在地	種類及び名称	数量	備考
豊岡市妙楽寺見手山	囲障 (北側コンクリート基礎 H1.5m)	10.50m	昭和45年11月20日取得
	囲障 (南側コンクリート基礎 H1.5m)	68.00m	昭和45年11月20日取得
	築庭 (玄関前玉石縁石外)	1個	昭和57年12月4日取得
	築庭 (教育塔北側コンクリート造花壇)	1個	昭和57年12月4日取得
	照明設備 (H5.5m)	1個	昭和41年4月27日取得
	照明設備 (木柱 20W)	1個	昭和42年11月2日取得
	電気設備 (屋外配線一式)	1個	昭和53年3月31日取得
	国旗掲揚柱 (アルミポール H10m1本 9m2本)	1個	昭和59年3月31日取得
	記念碑 (歌碑石造)	1個	昭和50年10月1日取得
	記念碑 (石造)	1個	昭和56年6月17日取得
	雑工作物 (ガードレール鋼製レール)	1個	昭和49年3月12日取得
	雑工作物 (両面ポール型、H=5.3m)	1個	昭和62年3月2日取得
	記念碑 (青庭石 (銘板石を含む))	1個	平成2年6月18日取得

門（第2駐車場アーケードイオン門扉 H=1250）	1 個	平成4年1月10日取得
囲障（第2駐車場谷側フェンス H=1500）	19.00m	平成4年1月10日取得
講堂兼体育室用冷房設備（配 線）	1 個	平成24年3月26日取得
築庭 （王石縁石外 体育室～ガードレ ールの間）	1 個	平成4年3月31日取得
築庭（景石3個カクレミノ外 本館と資料館の間）	1 個	平成4年3月31日取得
囲障（ネットフェンス コンクリート基礎 H1.5）	22.00m	平成6年3月30日取得
冷房設備（本館1階ホール用 冷房設備）	1 個	平成12年9月22日取得
諸標（支柱に0.6×1.2m片面 案内板市内戸牧）	1 個	平成13年3月31日取得
囲障（金網フェンス h=1.2m）	136.00m	平成15年3月31日取得
諸標（支柱に0.5×2.0m 駐車 場案内板）	1 本	平成14年3月31日取得

【備品一覧】

(1) 備品

品名	形質・形式	数量
賞状用の府長印	24mm平方 横彫り	1
ラベルライター	KING GIM SR6700D	1
両袖机		2
片袖机		3
両袖机	カムラDB03ZBM	1
片袖机	カムラDB14ZPM	10
パソコンテーブルデュプロ	エレコムCAI-780	7
パソコンテーブル	エレコムCAI-1280	1
平デスク		2
CAIデスク	エレコムCAI-1480	1
プロジェクターテーブル	7-160-0031	1
脇机		2
会議机		89
会議用テーブル	コクヨKT-60TNN	19
会議用テーブル	コクヨMT-TU153FN	2
会議用テーブル	コクヨKT-PS64TN	1
会議用テーブル	コクヨKT-PS61FIN	1
会議用テーブル	コクヨKT-PS61FIN	1
会議用テーブル		37
会議用テーブル	コクヨKT-S60TN	6
会議用テーブル	コクヨBT-253FI	1
システムテーブル	KT-1275Nチーク	4
リフレッシュテーブル	LION 変形L	1
リフレッシュテーブル	LION 変形R	1
リフレッシュテーブル	LION 半円形	1
リフレッシュテーブル	LION ハイカウンター形	1
演台		4
司会者用演台	WA-171T	1
教卓		1
演台・花台セット	LCG106S13, LCG207S13-1	1
演台		1
和室机		15
展示用机		2
事務椅子		8
回転椅子	CR-G240C	1
回転椅子	コクヨCR-G602F4K62	1
回転椅子	ウチダ VF-250SG	1
事務椅子	コクヨCR-G453F6T8C4-VINN	1
会議椅子		220
会議椅子		375
ミーティングチェア	アイリスチトセ T-LTS-110-V (会議室用)	125
ミーティングチェア	(1 研A、B用)	70
ミーティングチェア	(交流スペース1用)	12
応接セット	机1, 椅子6	13
ソファー	赤紫色	1
テーブル		3
フラワーポット		2
ロビーチェア		6
長椅子		3
丸いす		6
ベンチ		4
スタンドいす		7
食堂用テーブル		26

ベンチ		5
プリンター台		1
金庫		1
書類保管庫		23
保管庫		2
飾り棚		1
書棚		1
ロッカー	コクヨSLK-HY12LF1	1
保管庫	コクヨS-D3605FIN	1
スライドボード付きビジネスワルタイプ一式		1
スクールロッカー	コクヨSLK-HY18L	1
スクールロッカー	コクヨSLK-HY12L53	2
トレーユニット	コクヨBWS-SP158	1
コンドルお掃除ボックス	ヤマサキ1600	1
カード保管庫		2
更衣ロッカー	LK-2F1C	1
更衣ロッカー		2
陳列ケース		8
プレハブ倉庫	イハタMBX-30C	1
物置		1
物置	BSX-117E	1
書棚		12
ブックラック		2
スチール棚		4
書架		10
フリーボックス		1
単柱書架	RL-17Y	1
オープン保管庫	S-K370F	1
シェルビング	コクヨSE-P08418	1
書架	コクヨ BL-71151N	2
書架	コクヨ BL-3112N	2
保管庫	コクヨSA-413FIN	1
直立式低書架		3
パンフレットスタンド	ZR-PS113	2
パンフレットスタンド	コクヨZR-PSS152	1
ビジネスキッチン		1
パンフレットスタンド	ZR-PS113	2
ビデオテープキャビネット		1
更衣棚		1
カードケース		1
雑誌架		2
印箱		2
掃除道具箱		2
塵箱	イレ-R-16M	1
クリーンロッカー	CLK-45AY	1
サインスタンド		1
灰皿スタンド		4
花台		2
可動階段		2
可動式ステージ		9
印刷機	リソグラフ SD5630	1
紙折機		1
ページカッター	DuploDFC-10	1
紙折機	ライオンLF-821N	1
紙折機		1
シュレッター		1
裁断機	ライオン603N	1

窄孔機	リトパ-ポ-ドリル	1
黒板ふきクリーナー	KS-500	1
強力パンチ	コクヨPN-35	1
デジタルカメラ バッグ付き		1
プロジェクター	キャノン LV-HD420	1
スクリーン	KS-18W	1
スクリーン	オーロラVPM-70	1
スクリーン	J-AM-V080B-B	1
スクリーン	エプソン100インチELPSC29	1
スクリーンモバイルタイプ	izumiAP-100	2
レーザー光源プロジェクター	PJ WXL5860	1
レーザー光源プロジェクター	PJ WUL5970	1
短焦点プロジェクター	PJ WX4241	1
プロジェクター	PJ WXL4960	1
映画フィルム “おばあちゃんが帰ってきた”		1
スライド “女性の貧血大作戦” 外3		4
ビデオ「美しく豊かな言葉をめざして 言葉のしつけ」ほか979点		980
バッテリーパック	DX777 (株)	1
三脚		1
カセットデッキ	ナショナルBR-465	1
DVDレコーダー	東芝	1
ビデオデッキ	シャープVT-14GH10	2
DVDレコーダー	パナソニックDMR-ES30V	2
CDラジカセ	パナソニックRX-ED57	2
ポータブルDVDプレーヤー	グリーンハウス GH-PDV9L	1
ノート型パソコン マウス・ワイヤード付き	富士通FMV8NUJL37	8
無線LANカード	メルコWLI-PCM-L11	19
デスクトップ型パソコン	富士通FMV6CLX171	1
17インチモニター	富士通FMVDP9710A	1
ノート型パソコン	NECVA60H WX5ABAA	1
ノート型パソコン	富士通FMV-A8290	3
ノート型パソコン	レノボ2 O F1A06HJP	2
スリムタワーPC	hp ProDesk 400 G5SF/CTカスタマイズモデル	1
ノート型パソコン	レノボ	1
ノート型パソコン	Lenovo ThinkPad L15Gren1	2
ノート型パソコン	富士通 LIFEBOOK A5510/EX	2
大型モニタ	54.6型ワイド (IODATA)	1
液晶プロジェクター	エプソンEMP-S1	1
液晶プロジェクター	エプソンEMP-82	1
液晶プロジェクター	RICOH PJX3240N	1
大判インクジェットプリンタ (スタンド・長尺ファクトリー付)	エプソンPX-7550S	1
プロジェクター	RICOH ipsio PJX3241	1
ネットワークハードディスクシステム	バッファロー TS3220DN0402	1
ダイヤルアップルーター	MN128-SOHO PAL	1
HUB 8ポート	FE708XJ	1
バッファローWHR-AMPG		1
リッチテキストコンバータ2000R4		1
microsoft office2000Standard		21
マイクロソフトウインドウズ 2000プロフェッショナル		1
車いす	KR501	1
椅子運搬車		3
台車		7
テーブル用台車	LCE-132	2
ミーティングチェア用台車	アイリスチトセ T-LTS台車40	1
衝立塗板		1
衝立		3

展示用衝立		26
オーディオスクリーン		2
展示用穴あきボード		6
FKEパネルS型	福島製作所	59
FKEポールS型	福島製作所	82
仕切りパネル		3
FKEポールT型		2
F k e スタンダード補助パネル	H S 型 両面白色有孔合板	20
F k e 補助ポール	H型	25
姿見	560×1520	2
姿見	800×1830	1
黒板	45×90 (台付)	2
黒板		4
案内板	CS-4	1
県有施設案内板		1
ホワイトボード	両面移動式	2
ホワイトボード	月間予定表	1
ホワイトボード	書類保管庫引戸付け	2
案内板		1
ホワイトボード	コクヨBB-K636W1	1
スタンドサイン		1
案内板		2
案内板	GB-53	1
ホワイトボード	コクヨBB-R636WIWI	4
ホワイトボード	日学SR-11A	2
案内板	GB-53FI	3
施設案内板点字付一基		1
地図掲示板		4
壁掛けホワイトボード	900×1800	4
壁掛けホワイトボード	90×2400	2
掲示板		1
回転黒板		2
額縁		3
7尺6曲特金平押屏風		2
ブラインド		6
スクリーン		3
講師控室カーテン		1
スチールテント		2
ブラインド シルキー	1730×1950	1
遮光カーテン		2
暗幕カーテン一式		1
パイプテント	ダイヤ印 1.5間×2間	1
会議室カーテン		2
スクリーン昇降機		1
カスミ幕装置		2
緞帳開閉装置		1
防球ネット		3
バック幕装置		1
暗幕		4
前幕		2
一文字幕刺繍付		1
バーチカルブラインド	ループコード式	11
国旗		1
県旗		1
国旗		1
県旗		1
みてやま学園旗		1

クロスハードマット	1280×3000	1
柱時計		17
掛時計	ナショナルアウトパベルタイマーTD70	1
シチズンホールクロック		1
ビデオカセットレコーダー		1
モニターテレビ		1
液晶テレビ	パナソニックTH-L19C2	1
液晶テレビ	東芝 43 J 10	1
全自動洗濯機	ナショナルNA-F42M1	1
黒板ふきクリーナー	KS-500	1
掃除機	サヨ-SC-66	1
掃除機	サヨ-SC-T67	1
掃除機	東芝	1
案内板 (屋外)		1
脱衣棚		2
シューズケース		1
傘立て	コクヨ SU-G181	3
体重計		1
傘立て	コクヨ SU-G180	1
ガス炊飯器		2
電子レンジ	NE-NS30	4
ポット		1
電子ジャー		1
電気エアーポット	CWC-Z22	5
電気エアーポット	CWC-Z26	2
冷蔵庫		1
冷蔵庫		1
食器棚	LIXIL DCS-186	1
換気扇		1
ウォータークーラー	日立RW-322P	1
留守番電話機	タコムAT-D300	1
卓上マイクスタンド		1
ミュージックチャイム	ナショナルWZ-250	1
オーディオラック	ナショナルSH-614	1
マイクスタンド	TOA ST-209	2
放送アンプ	TOA TA-1060	1
ワイヤレスマイク	TOA WM-1200	2
ワイヤレスチューナー(ユニット、アンテナ付)	WT750B, WTU750, YW-550	1
ワイヤレスマイク	TOA WM-1210	1
ワイヤレスアンプ		1
放送機器一式	ヤマハキシング コンソール	1
ワイヤレスチューナー	TOA WT-750B	1
チューナーユニット	WTU-1710	1
ワイヤレスマイク	WM-1210	1
適合チューナーユニット	WTU-1710	1
体育館放送設備		1
マイクスタンド		2
マイクスタンド		4
マイクロホン		1
カセットデッキ	ナショナルRS-TR515	1
カラオケ	ナショナルRQ-K9	1
マイク	ナショナルRP-VK6	1
カラオケシステム	パナソニックLX-S7700	1
石油ストーブ	トヨストーブ KSA-120A	1
ファンヒーター	サヨ-CFH-A8G	2
石油ファンヒーター	コロナGH870A	1
石油ファンヒーター	ダイニチ FA247	1

石油ファンヒーター	FA517F	1
石油ファンヒーター	三菱 SKD-257V	2
石油ファンヒーター	トヨタミ LC-306	1
ブルーヒーター	ダイニチ FA-6020D	1
ブルーヒーター	ダイニチ FM181F	4
石油ファンヒーター	三菱 SKD-F42B	1
石油ファンヒーター		1
石油ファンヒーター		1
石油ファンヒーター	ダイニチ FW-72DX	3
石油ファンヒーター	ダイニチブルーヒーター	1
石油ファンヒーター	コロナ	1
足置きこたつ	ジョナル DW-503CFS	1
家具調こたつ	ジョナル DK-S75AT	1
スタンド扇風機		2
粉末消火器		18
天体望遠鏡	カスタム 80M-AL	1
天体望遠鏡	セレクト G-R115M	1
双眼鏡(7倍)		1
双眼鏡(8倍)		1
双眼鏡(8~24倍)		1
ストップウォッチ		3
囲碁		5
赤外線サーモグラフィー		1
握力計		2
サージアントジャンプ測定器		1
全自動血圧計	LE9153	1
ガレージジャッキ	M-220M	1
新ダイワチェーンソー	E-300	1
草刈機	NB23	1
ロビン草刈機	NB253	1
除雪機	ホンダ HSM1590i	1
天体望遠鏡		1
閲覧用図書「全国歴史散歩 兵庫県」ほか8149冊		8150
グランドゴルフ用具一式		1
ゲートボール		2
卓球台		8
バスケット台		1
バドミントン支柱		2
バレーテニス支柱		1
雲梯子		1
立幅跳マット		1
肋木		1
審判台		1
ステップ台		1
得点板		1
文字幕		1
ディスクボード		2
移動式鏡		1
ボールかご		2
ゴムマット		4
ピアノ	アップライトピアノ	1
カワイドリマトーン	DX701	1
ピアノ	電子ピアノ	2
米式折りたたみ担架	YS-38A	1
担架格納箱		1
AED(自動体外式除細動器)		1
日本画「知夫の赤壁」ほか99点	劉蕃、4号色紙	100
洋画「花たち」	松田康男	1

版画「アモロード」	河原英雄	1
つまみ絵「白樺湖」	高石信	1
染色「菊」	谷田泰祥	1
彫塑「農婦像」	日下寛治	1
花瓶		1
花瓶	銅製	1
書「四連幅 隸書 曹全碑部分臨 ほか42点」	細川泰治郎	43
書「たまかぜの～」ほか2点	綿貫墨石	3
書「栄拓黄庭経」	宇野武夫	1
書「吾無語句」	中島皓象	1
書「聴鳥明聞性看花悟色空」	岡田契雪	1
こうのとり剥製		1

(2) 重要物品

品名	形質・形式	数量
書「望」	宇野雪村	1
彫塑「飛翔」	小谷謙	1
洋画「甲羅」	佐伯武彦	1
洋画「但馬の冬」	有子望	1
洋画「小さな造船所」	金山和平	1
洋画「礼子」	赤木蘇夫二	1
日本画「如来来迎図」	劉薔、幅広掛軸	1
書「慎独」	西野象山	1
模型「餘部鉄橋」		1
彫塑「遙かなる想い」	田垣 充功	1

【令和4年度スタッフ配置状況】

役職	職員数	主な業務
府長	1名 (嘱託1)	施設運営の統括
副館長	1名(正規1)	総務事務の総括、職員の身分取扱及び研修、施設内外の維持管理・点検整備
課長補佐	1名(正規1)	施設の管理運営全般、庶務、会計経理、給与等、財産・備品の維持管理
生活創造活動 専門員	1名(OB1)	生活創造活動に関する講座の開催、生活創造グループ・団体活動支援業務
文化専門員	3名(OB3)	文化及びスポーツに関する講座の開催、地域文化団体事務局に関する業務
受付事務員	2名 (嘱託2)	利用受付案内、予約管理、文書管理に関する業務、生活創造グループ・団体活動支援業務
庁舎管理事務員	3名 (嘱託3)	平日夜間及び土日祝日における施設の開錠・施錠、利用受付案内、料金徴収に関する業務
計	12名 (正規2、OB4、嘱託6)	

【管理経費等実績額調（令和2～4年度）】

(単位：千円)

区分	光熱水費			通信費	HP運営費
	電気代	ガス代	水道代		
令和2年度	2,312	23	355	378	57
令和3年度	2,357	29	339	395	57
令和4年度	4,613	31	313	366	57

※水道代（上水のみ）及びHP運営費はR5.4～料金改定

【令和4年度修繕料の明細表】

(単位：円)

内 容	金 額
会議室空調機器修理	430,100
消防設備点検不具合改修	135,300
危険樹木伐採	283,800
研修展示館屋根雪止め設置工事	935,000
印刷機修理 (プラザ)	30,745
消防設備点検不具合箇所修繕	7,150
体育館空調機器修繕	80,300
体育館入口鍵修繕	15,400
紙折り機修理	47,300
印刷機修理	24,200
ふるさと交流館フック取付工事	11,000
体育館鍵交換	39,050
	2,039,345

※令和5年度において、指定管理者公募化に向けた大規模修繕（設備更新等）を実施中。

【利用人数実績（令和2～4年度）】

（単位：人）

区 分	有料施設								小 計	無料施設	合 計
	体育館	会議室	第1研修室A・B	第2研修室	ふるさと交流館（R2年9月より供用開始）			生活創造プラザ			
					ホールA	ホールB	ホールC				
R2年度	4月	104	109	75	43	0	0	0	331	271	602
	5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6月	410	345	147	30	0	0	0	932	1,165	2,097
	7月	517	279	150	32	0	0	0	978	1,948	2,926
	8月	526	343	262	71	0	0	0	1,202	1,718	2,920
	9月	1,440	1,282	442	157	192	728	723	4,964	4,312	9,276
	10月	723	887	429	200	790	1,097	1,094	5,220	1,979	7,199
	11月	1,329	683	354	221	664	782	1,179	5,212	5,152	10,364
	12月	748	652	160	49	192	337	498	2,636	2,804	5,440
	1月	524	374	278	59	175	194	290	1,894	677	2,571
	2月	415	750	143	92	69	75	240	1,784	1,193	2,977
	3月	895	700	184	125	340	462	641	3,347	5,437	8,784
合 計	7,631	6,404	2,624	1,079	2,422	3,675	4,665	28,500	26,656	55,156	
R3年度	4月	302	536	329	156	473	607	635	3,038	1,450	4,488
	5月	286	506	170	105	57	288	96	1,508	2,562	4,070
	6月	428	584	128	209	179	302	370	2,200	2,803	5,003
	7月	683	932	192	236	329	599	698	3,669	2,542	6,211
	8月	562	418	127	156	585	773	804	3,425	2,632	6,057
	9月	1,083	562	188	104	499	681	739	3,856	3,840	7,696
	10月	687	1,096	572	477	929	1,054	1,088	5,903	4,768	10,671
	11月	938	870	255	291	1,469	1,730	1,473	7,026	4,409	11,435
	12月	477	446	100	183	517	564	731	3,018	3,900	6,918
	1月	350	223	24	48	167	260	362	1,434	823	2,257
	2月	400	356	106	92	0	258	473	1,685	1,334	3,019
	3月	637	485	230	226	584	1,542	2,011	5,715	3,043	8,758
合 計	6,833	7,014	2,421	2,283	5,788	8,658	9,480	42,477	34,106	76,583	
R4年度	4月	671	661	257	219	180	348	185	2,521	1,674	4,195
	5月	785	887	353	117	328	432	404	3,306	1,711	5,017
	6月	885	502	296	221	751	831	608	4,094	5,901	9,995
	7月	628	954	279	319	1,091	818	570	4,659	2,779	7,438
	8月	463	385	211	167	1,102	703	609	3,640	2,603	6,243
	9月	1,116	746	361	164	633	558	273	3,851	3,548	7,399
	10月	893	744	263	348	868	672	511	4,299	2,335	6,634
	11月	1,016	883	289	308	792	645	614	4,547	1,895	6,442
	12月	653	564	139	172	332	358	245	2,463	3,100	5,563
	1月	779	414	172	201	192	376	202	2,336	1,051	3,387
	2月	693	372	138	248	20	189	137	1,797	1,897	3,694
	3月	976	744	280	208	550	539	401	3,698	1,159	4,857
合 計	9,558	7,856	3,038	2,692	6,839	6,469	4,759	41,211	29,653	70,864	

【利用料金収入実績・稼働率（令和2～令和4年度）】

1 令和2年度

区分	使用料収入 (円)	稼働件数 a	利用件数 b	稼働率 $b/a * 100$
体育館	605,950	888	606	68.2%
会議室	159,000	888	208	23.4%
第1研修室 A・B	67,200	888	125	14.1%
第2研修室	14,900	888	94	10.6%
ふるさと交流館				
多目的ホール	32,200	528	86	16.3%
ホール B	37,600	528	142	26.9%
ホール C	90,500	528	171	32.4%
合計	1,007,350	5,136	1,432	27.9%

2 令和3年度

区分	使用料収入 (円)	稼働件数 a	利用件数 b	稼働率 $b/a * 100$
体育館	763,025	1,026	703	68.5%
会議室	149,700	1,026	208	20.3%
第1研修室 A・B	71,900	1,026	301	29.3%
第2研修室	38,600	1,026	128	12.5%
ふるさと交流館				
多目的ホール	258,000	1,026	216	21.1%
ホール B	217,200	1,026	306	29.8%
ホール C	502,000	1,026	483	47.1%
合計	2,000,425	7,182	2,345	32.7%

3 令和4年度

区分	使用料収入 (円)	稼働件数 a	利用件数 b	稼働率 $b/a * 100$
体育館	852,050	1,077	752	69.8%
会議室	194,100	1,077	228	21.2%
第1研修室 A・B	118,200	1,077	351	32.6%
第2研修室	63,200	1,077	153	14.2%
ふるさと交流館				
多目的ホール	302,300	1,077	261	24.2%
ホール B	473,600	1,077	469	43.5%
ホール C	189,600	1,077	269	25.0%
合計	2,193,050	7,539	2,483	32.9%

【各年度の基準額】

指定管理料の金額については、次の各年度の基準額を上限とする範囲内で提案すること。
また、年度ごとの基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。

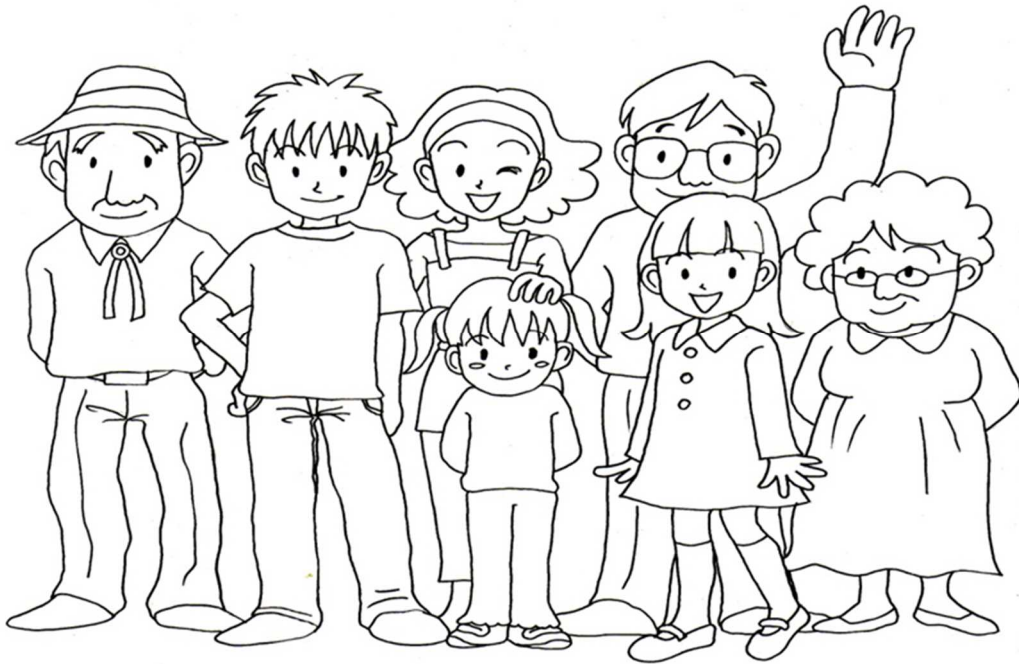
年度	基準額
令和6年度	57,493,000円
令和7年度	57,493,000円
令和8年度	57,493,000円
令和9年度	57,493,000円
令和10年度	57,493,000円

※基準額は確定予算ではありません。

また、兵庫県議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合等には、県と指定管理者が協議の上、指定管理料を変更することがあります。

令和5年度版

但馬生活創造情報プラザ 利用の手引き



兵庫県立 但馬文教府

指定管理者 (公財) 兵庫県生きがい創造協会

〒668-0056 豊岡市妙楽寺41-1

電話 0796-22-4407

FAX 0796-23-0998

I 但馬生活創造情報プラザについて

1 目的

但馬生活創造情報プラザは、但馬地域で新しいライフスタイルの創造に向け、芸術・文化、環境・資源、健康・福祉、子育て、まちづくりなどに取り組むグループの活動拠点として、また、グループ間交流、生活創造活動や暮らしに関する情報の収集・発信の場として設置しています。

2 施設・設備

	名 称 (数)	場 所	概 要
1	交流スペース (2)	活動交流館 2 F	グループ間の交流や学習会ができる部屋です。広さは 48 m ² で、30 人程度までの利用ができます。
2	活動ブース (3)	活動交流館 1 F	学習会や打ち合わせなどができる部屋です。広さは 24 m ² で、10 人程度の利用ができます。
3	印刷室 (1)	活動交流館 1 F	印刷機、紙折り機があります。
4	保育ルーム (1)	活動交流館 2 F	畳敷き 16 畳の部屋です。子どもだけの利用はできません。
5	ロッカールーム (1)	活動交流館 1 F	グループ毎に活動資料や事務用品等を保管することができるロッカーを置いています。
6	メールボックス (1)	活動交流館 2 F	生活創造活動等に関する情報やグループへの連絡を個別に受け取ることができます。
7	交流掲示板 (1)	活動交流館 2 F	グループの活動の案内やイベントなどのお知らせを掲示することができます。

3 利用

但馬生活創造情報プラザへのグループ登録が必要です。個人での利用はできません。ただし、ロッカールーム、メールボックスは別途登録が必要です。

II 登録について

1 登録できるグループ（以下のすべての項目に該当する必要があります。）

- (1) 芸術・文化、環境・資源、健康・福祉、子育て、まちづくり、消費生活、男女共同参画など、生活創造活動をしているグループ
- (2) 政治活動や宗教活動を行わないグループ
- (3) 営利を目的としないグループ

2 登録申込み

- (1) 「登録申込書」（様式 1）に必要事項をご記入の上、但馬文教府事務室に提出してください。（用紙は、但馬文教府事務室にあります。）
- (2) 申込み後に、登録の可否をお知らせします。
- (3) 登録期間は申込み年度の 3 月 31 日までとし、翌年度継続する場合は、毎年 4 月までに 再登録が必要です。

III 利用について

1 利用できる月日及び時間

年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日、9時から21時まで利用できます。

2 利用できる活動

原則として、参加料や受講料を徴収しない活動に限ります。

3 利用申込み

- (1) 施設の利用申込みは、利用日の 3 か月前の初日（土・日曜日、祝日、または休館日の場合は翌平日）から受け付けます。
- (2) 受付時間 月～金曜日（9：00～17：00） ※祝日は除きます。

- (3) 受付は、但馬文教府事務室窓口もしくは電話（TEL 0796-22-4407）で受け付けます。
 (4) 利用申込みにあたってはグループ名、代表者名が必要です。

4 利用できる備品等

	施 設	備 品 等
1	交流スペース	長机 6、イス 18、ホワイトボード
2	活動ブース	テーブル、イス 10、ホワイトボード
3	印刷室	印刷機、紙折り機（いずれも A3 まで）
4	保育ルーム	絵本、ベビーベッド 1
5	ロッカールーム	ロッカー54
6	メールボックス	メールボックス 132

※プロジェクター、スクリーンをお貸しすることができます。（要予約）

※ロッカー、メールボックスの利用は希望制で、利用には別途申請が必要です。

5 注意事項

- (1) 利用後は、机や椅子、機器などを元の位置に戻してください。万一、破損等が生じた場合は事務室にご連絡ください。
- (2) 持ち込まれた物品及びゴミは必ずお持ち帰りください。
- (3) 施設での飲食はできません。（調理室・ミーティングルームを除く）
- (4) 備品等を汚損した場合には、原状回復をしていただきます。
- (5) 目的外の利用または但馬文教府の事業等に差し支える場合には、利用について変更またはお断りすることがあります。
- (6) 利用中、他のグループの活動や但馬文教府の事業の妨げになる場合には、ただちに利用を中止していただくことがあります。
- (7) 印刷用紙は各グループで用意してください。1ヶ月の印刷枚数が5,000枚を超える場合は、インク代3,500円をいただきます。さらに5,000枚を超えるごとに3,500円を加算して徴収いたします。詳しくは事務室にてお問合せください。
- (8) ロッカーには貴重品を置かないでください。紛失・盗難等の責任は負いません。
- (9) メールボックスのチェックは定期的に行ってください。
- (10) 交流掲示板への掲示はA3サイズまでとします。

※但馬文教府にはプラザ以外に、有料で利用できる施設があります。（単位：円）

区 分		定員 (人)	9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 21:00	9:00~ 17:00	13:00~ 21:00	9:00~ 21:00
体育館	平日	400	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000
	休日		1,500	1,900	1,900	3,400	3,800	5,300
会 議 室		100	1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
第1研修室 A・B		30	400	500	500	900	1,000	1,400
第2研修室		40	600	800	800	1,400	1,600	2,200
ふるさと 交流館	ホール	400	4,300	5,800	5,800	10,100	11,600	15,900
	A	120	2,000	2,600	2,600	4,600	5,200	7,200
	B・C	60	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400

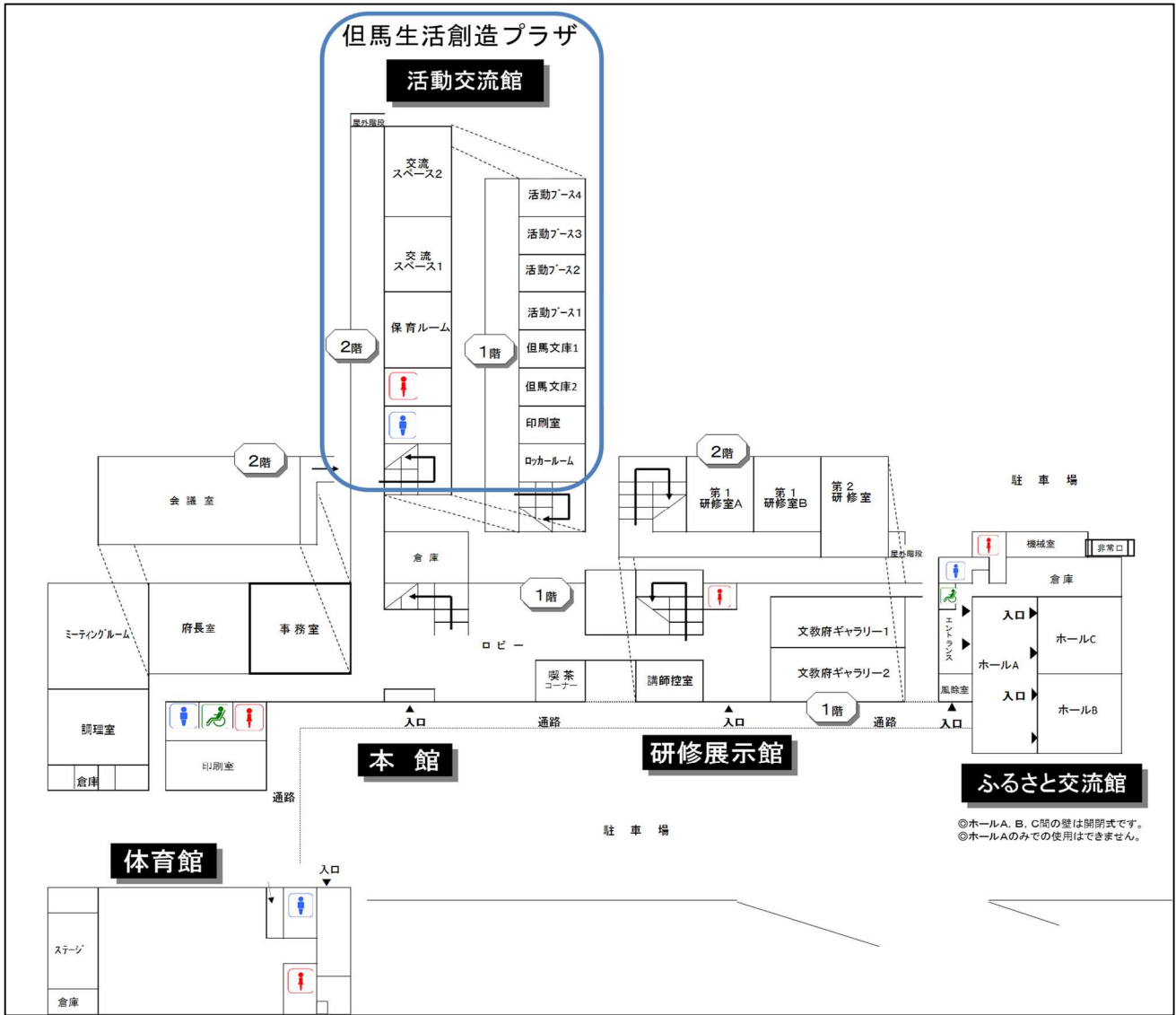
※休日とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。

※調理室はプラザ以外の方も利用できます。(要問合せ)

利用できる設備等

調理室	オープンレンジ4台、冷蔵庫、調理台、その他調理器具等
-----	----------------------------

《 生活創造情報プラザ配置図 》



●交流スペース



●活動ブース



●保育ルーム

(様式1)

但馬生活創造情報プラザ グループ登録申込書

申込日：令和 年 月 日

(公財)兵庫県生きがい創造協会但馬文教府長 様

次のとおり但馬生活創造情報プラザへの登録を申し込みます。

(ふりがな) グループ名			グループ結成年月日 年 月 日	
代表者名 住所 連絡先	名 前	(ふりがな)	電 話	- -
			F A X	- -
			携帯電話	- -
	住 所	〒 -		
連 絡 先	メールアドレス			
	【情報公開可能な事項】 <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> ファクシミリ番号 <input type="checkbox"/> メールアドレス ※該当箇所に✓を入れてください			
グループ の概要	【活動の目的や内容※】★参加料・受講料を徴収する営利目的の団体は登録できません			
	【会則の有無】 有 ・ 無	【会費徴収の有無】 有 ・ 無	◎会員1人 (月・年)あたり ()円	【現在の会員数】 人
	【但馬文教府での活動内容】			
※印の項目 については、情報 を公開し ます。	【主な活動地域※】			
	【ホームページ・ブログ等のURL】			
	【グループ活動の主な分野を○で囲んでください。(複数記入可)】 保健 医療 福祉 社会教育 まちづくり 芸術 スポーツ 環境保全 災害救援 地域安全 人権・平和 国際 男女共同参画 子育て(支援) 青少年育成 情報 科学技術 経済 職業能力開発 消費生活 その他 ()			
【但馬文教府が実施する事業等で、グループとして協力可能な事柄を○で囲んでください。】 (複数記入可) 活動発表 他のグループへの活動支援 イベント参加 作品発表 学校・公民館・福祉施設等の事業支援 情報収集・提供 その他 ()				

(様式 2)

但馬生活創造情報プラザ グループ登録内容変更届

届出日：令和 年 月 日

(公財)兵庫県生きがい創造協会但馬文教府長 様

(登録グループ名)

(代表者名)

次のとおり登録事項の一部を変更します。

◎太枠内の変更する項目□にチェック (✓) を入れ、変更後の登録内容を記入ください。

<input type="checkbox"/>	(ふりがな) グループ名	※		登録 番号	
<input type="checkbox"/>	代表者名 住所 連絡先	名 前	(ふりがな)	電 話	- -
				ファクシミリ	- -
				携帯電話	- -
		住 所	〒 -		
	メールアドレス				
		【情報公開可能な事項】 □名前 □住所 □電話番号 □FAX 番号 ◎該当箇所に✓を入れてください。 □メールアドレス			
<input type="checkbox"/>	グループ の概要	【活動の目的や内容※】			
		【会則の有無】	【会費徴収の有無】	◎会員 1 人 (月・年)あたり ()円	【現在の会員数】 人
		有 ・ 無	有 ・ 無		
		※参加料・受講料を徴収する営利目的の団体は登録できません			
		【主な活動地域※】			
<input type="checkbox"/>	※印の項目 については、情報を 公開しま す。	【ホームページ・ブログ等の URL】			
		【その他、グループ活動の主な分野等】			
<input type="checkbox"/>	その他				

(様式3)

但馬生活創造情報プラザ ロッカー等使用申請書

申請日：令和 年 月 日

(公財)兵庫県生きがい創造協会但馬文教府長 様

次のとおり但馬生活創造情報プラザ備品等の利用を申し込みます。

(登録グループ名)

(代表者名)

TEL

FAX

使用を希望する備品にチェック(☑)をしてください。

<input type="checkbox"/> ロッカー ・資料、事務備品等を保管することができます。 (ただし、貴重品は置かないでください。紛失・盗難等が生じても責任は負いません。)	ロッカー鍵番号 (記入しないでください)
<input type="checkbox"/> メールボックス ・グループ内の連絡や、グループ間交流に役立ててください。	

令和5年度 但馬生活創造情報プラザ 利用報告書

利用日時	令和 年 月 日 ()		
	時 分 ~ 時 分		
利用グループ	グループ番号	グループ名	
利用責任者名	名前 ()		利用 人数 人
連絡先	電話番号 (— —)		
※該当の□にチェック(✓)をしてください。			
利用室等	<input type="checkbox"/> 交流スペース[1 2] <input type="checkbox"/> 保育ルーム <input type="checkbox"/> 活動ブース[2 3 4]		
活動内容	<input type="checkbox"/> 会議・打合せ <input type="checkbox"/> 練習・実習 <input type="checkbox"/> 講習会・研修会 <input type="checkbox"/> 交流会 <input type="checkbox"/> ゆうゆう塾 <input type="checkbox"/> その他 ()		
利用機器			

利用後の確認・点検事項

※該当の項目について確認・点検をし、□にチェック(✓)をしてください。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 机・イス・備品等の原状復帰 | <input type="checkbox"/> 機器・用具の整頓、返却 |
| <input type="checkbox"/> 持ち込まれた物品の後片付け | <input type="checkbox"/> ゴミ等の後始末（清掃） |
| <input type="checkbox"/> 電灯及び電気器具のスイッチOFF | <input type="checkbox"/> エアコンのスイッチOFF |
| <input type="checkbox"/> 窓・出入口の施錠 | <input type="checkbox"/> 換気扇のスイッチOFF |
| <input type="checkbox"/> ファンヒーターの消火確認 | <input type="checkbox"/> 鍵の返却 |

処理欄		
-----	--	--

令和5年度

但馬生活創造情報プラザ 印刷室利用報告書

利用日時	令和 年 月 日 ()			
	時 分 ~		時 分	
利用グループ	グループ番号	グループ名		
利用責任者名	名前 ()		利用	人数
連絡先	電話番号 (- -)		人数	
利用機器	※該当の□にチェック(✓)をしてください。 □印刷機 □紙折り機			
カウンター確認	開始時	トータルカウンター	マスターカウンター	
	終了時	トータルカウンター	マスターカウンター	
印刷枚数	原稿の枚数	枚		
	印刷の枚数	用紙サイズ該当の□にチェック(✓)をしてください		
		□A4 □A3 □B4		
		□B5 □その他()		
		枚		

利用後の確認・点検事項

※該当の項目について確認・点検をし、□にチェック(✓)をしてください。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 備品等の原状復帰 | <input type="checkbox"/> 機器・用具の整頓、返却 |
| <input type="checkbox"/> 持ち込まれた物品の後片付け | <input type="checkbox"/> ゴミ等の後始末(清掃) |
| <input type="checkbox"/> 電灯及び電気器具のスイッチOFF | <input type="checkbox"/> エアコンのスイッチOFF |
| <input type="checkbox"/> 窓・出入口の施錠 | <input type="checkbox"/> 換気扇のスイッチOFF |
| <input type="checkbox"/> 鍵の返却 | |

処理欄		
-----	--	--

【令和5年度高齢者大学年間講座】

令和5年度 みてやま学園 年間講座（4年制）

回	講座日	講座内容等						
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
①	4月7日	金	入学式・開講式・オリエンテーション					
②	4月21日	金	選択【健康①】 ポールウォーキング	選択【文化①】 沢庵和尚と宗鏡寺	選択【自然・産業①】 天気図の見方	選択【麦わら細工①】 1年：ハナキ 2年：ミ色紙 3.4年：色紙(大)	選択【書道①】 書写、書道について	選択【パソコン①】 図形の種類と機能
③	5月12日	金	選択【健康②】 ポールウォーキング	選択【文化②】 沢庵和尚と宗鏡寺	選択【自然・産業②】 天気図の見方	選択【麦わら細工②】 1年：ハナキ 2年：ミ色紙 3.4年：色紙(大)	選択【書道②】 書写、書道について	選択【パソコン②】 Excelの基礎知識
			【教養講座①】 「わらって！笑顔で！いっしょにしよう！！」－「障がい者スポーツ」を通じての〇〇社会へー					
④	5月26日	金	選択【健康③】 身体を動かすレクリエーション	選択【文化③】 円山応挙と大乗寺	選択【自然・産業③】 神鍋観光100年ものごと	選択【麦わら細工③】 1年：ハナキ 2年：ミ色紙 3.4年：色紙(大)	選択【書道③】 古典作品の臨書	選択【パソコン③】 図形の移動とコピーで レイアウト・重なり
⑤	6月9日	金	選択【健康④】 身体を動かすレクリエーション	選択【文化④】 円山応挙と大乗寺	選択【自然・産業④】 神鍋観光100年ものごと	選択【麦わら細工④】 1年：ハナキ 2年：ミ色紙 3.4年：色紙(大)	選択【書道④】 古典作品の臨書	選択【パソコン④】 Excelのデータ入力の基本
			【地域実践活動】					
⑥	6月30日	金	選択【健康⑤】 糖尿病予防	選択【文化⑤】 温泉寺と文学	選択【自然・産業⑤】 水ノ山山系のイワツの生態	選択【麦わら細工⑤】 1年：プロ子 2.3.4年：小箱	選択【書道⑤】 臨書と学園祭作品練成	選択【パソコン⑤】 図形で連絡網を作成
⑦	7月7日	金	選択【健康⑥】 糖尿病予防	選択【文化⑥】 温泉寺と文学	選択【自然・産業⑥】 水ノ山山系のイワツの生態	選択【麦わら細工⑥】 1年：プロ子 2.3.4年：小箱	選択【書道⑥】 臨書と学園祭作品練成	選択【パソコン⑥】 範囲指定・ データの移動とコピー
			【教養講座②】 人生100年時代を、生涯学習・生涯現役で生き生きと					
⑧	7月28日	金	選択【健康⑦】 リハビリと転倒防止	選択【文化⑦】 良寛～老子の思想を実際に生きた日本の禅僧～	選択【自然・産業⑦】 鉱石の道	選択【麦わら細工⑦】 1年：プロ子 2.3.4年：小箱	選択【書道⑦】 学園祭作品練成	選択【パソコン⑦】 地図などの作成
⑨	8月18日	金	【教養講座③】歴史講演会 兵庫の偉人、齊藤隆夫と島田観～命をかけて仕事をするとは～					
⑩	8月25日	金	選択【健康⑧】 リハビリと転倒防止	選択【文化⑧】 良寛～老子の思想を実際に生きた日本の禅僧～	選択【自然・産業⑧】 鉱石の道	選択【麦わら細工⑧】 1年：プロ子 2.3.4年：小箱	選択【書道⑧】 学園祭作品練成	選択【パソコン⑧】 表の作成と複数シートの利用
⑪	9月1日	金	選択【健康⑨】 3B体操	選択【文化⑨】 中嶋神社と菓子祭	選択【自然・産業⑨】 但馬の畜産対策の 現状と今後	選択【麦わら細工⑨】 1年：ミ色紙 十二支「辰」2.3.4 年：色紙(大)十二支「辰」	選択【書道⑨】 臨書と学園祭作品	選択【パソコン⑨】 年賀状の作成
⑫	9月29日	金	選択【健康⑩】 3B体操	選択【文化⑩】 中嶋神社と菓子祭	選択【自然・産業⑩】 但馬の畜産対策の 現状と今後	選択【麦わら細工⑩】 1年：ミ色紙 十二支「辰」2.3.4 年：色紙(大)十二支「辰」	選択【書道⑩】 臨書と学園祭作品	選択【パソコン⑩】 3D集計とデータの統合
⑬	10月6日	金	学外研修					
⑭	10月20日	金	選択【健康⑪】 ニュースポーツ	選択【文化⑪】 古霊場三川権現社	選択【自然・産業⑪】 加保坂のミズパショウに ついて	選択【麦わら細工⑪】 1年：ミ色紙 十二支「辰」2.3.4 年：色紙(大)十二支「辰」	選択【書道⑪】 カレンダー色紙に書く	選択【パソコン⑪】 年賀状の作成
			【教養講座④】 笑いで考える生きがい					
⑮	10月27日	金	選択【健康⑫】 ニュースポーツ	選択【文化⑫】 古霊場三川権現社	選択【自然・産業⑫】 加保坂のミズパショウに ついて	選択【麦わら細工⑫】 1年：ミ色紙 十二支「辰」2.3.4 年：色紙(大)十二支「辰」	選択【書道⑫】 カレンダー色紙に書く	選択【パソコン⑫】 グラフの作成
⑯	11月29日	水	【教養講座⑤】 人との絆(たすき)に込めた想い					
⑰	12月8日	金	【特別講座】 【特設講座】 但馬文教府みてやま学園大学院実践活動発表会から学ぶ(大学院との連携)					
⑱	1月26日	金	選択【健康⑬】 食生活と健康	選択【文化⑬】 池田草庵と青溪書院	選択【自然・産業⑬】 但馬の巨木	選択【麦わら細工⑬】 1.2.3.4年：キーホルダー	選択【書道⑬】 今年度のまとめ	選択【パソコン⑬】 図形でイラスト
⑲	2月2日	金	選択【健康⑭】 食生活と健康	選択【文化⑭】 池田草庵と青溪書院	選択【自然・産業⑭】 但馬の巨木	選択【麦わら細工⑭】 1.2.3.4年：キーホルダー	選択【書道⑭】 今年度のまとめ	選択【パソコン⑭】 表計算の要点整理
⑳	3月8日	金	修了式・閉講式					

※上記の20回の講座のほか、運動会、学園祭を実施。

令和5年度 みてやま学園 年間講座（大学院）

回	講座日	講座内容等	
		1年次	2年次
①	4月7日 金	入学式・開講式・オリエンテーション	
②	4月18日 火	【実践講座①】 地域演習講座・学生自主活動について	【応用講座①】 実践活動の企画・計画づくり
③	5月9日 火	【実践講座②】 学年間交流会「スマホの活用」	【実践講座②】 学年間交流会「スマホの活用」 【応用講座②】 実践活動の準備・予備調査1
④	5月23日 火	【実践講座③】 豊岡短大学園祭での地域実践活動の企画 【基礎講座①】 社会福祉に関すること	【応用講座③】 実践活動の準備・予備調査2
⑤	6月6日 火	【基礎講座②】 子育て(支援)に関すること 日高高校との交流準備 (学生自主活動)	【応用講座④】 実践活動の準備・予備調査3 【実践講座③】 グループ別実践活動1
⑥	6月20日 火	【基礎講座③】 グループ活動をスムーズに進めるために 日高高校交流1 (学生自主活動)	【実践講座④】 グループ別実践活動2 【実践講座⑤】 グループ別実践活動3
⑦	7月4日 火	【実践講座④】 学年間交流会「脱炭素社会の実現に向けた取組」 【基礎講座④】 但馬検定受験に向けて	【実践講座⑥】 学年間交流会「脱炭素社会の実現に向けた取組」 【実践講座⑦】 グループ別実践活動4
⑧	7月18日 火	【実践講座⑤】 地域活動の現場から学ぶ1 【実践講座⑥】 地域活動の現場から学ぶ2	【実践講座⑧】 グループ別実践活動5 【実践講座⑨】 グループ別実践活動6
⑨	8月29日 火	【実践講座⑦】 地域活動の現場から学ぶ3 【実践講座⑧】 地域活動の現場から学ぶ4	【実践講座⑨】 グループ別実践活動7 【実践講座⑩】 グループ別実践活動8
⑩	9月5日 火	【実践講座⑨】 豊岡短大学園祭と日高高校交流の準備 【基礎講座⑤】 地域防犯対策	【実践講座⑩】 活動の中間まとめ1 【実践講座⑫】 実践活動発表会の企画
⑪	9月19日 火	【実践講座⑩】 地域活動の現場から学ぶ5 【実践講座⑪】 地域活動の現場から学ぶ6	【実践講座⑩】 グループ別実践活動9 【実践講座⑭】 グループ別実践活動10
⑫	10月3日 火	【基礎講座⑥】 話し方講座 【実践講座⑫】 日高高校交流2	【実践講座⑮】 活動のまとめ1(発表準備) 【実践講座⑯】 活動のまとめ2(発表準備)
⑬	10月24日 火	学外研修	
⑭	10月31日	【実践講座⑬】 地域活動の現場から学ぶ7 【実践講座⑭】 地域活動の現場から学ぶ8	【実践講座⑰】 活動のまとめ3(発表準備) 【実践講座⑱】 活動のまとめ4(発表準備)
⑮	11月12日 日	【実践講座⑮】 豊岡短大学園祭での地域実践活動1, 2	豊岡短大学園祭への参加 (学生自主活動)
⑯	11月21日 火	【実践講座⑯】 日高高校交流3(地域活動のまとめ) 【実践講座⑰】 日高高校交流4(まとめ)	【実践活動⑲】 活動のまとめ5(発表準備) 【実践活動⑳】 活動のまとめ6(発表準備)
⑰	11月29日 水	大学院実践活動発表会に向けて	
⑱	12月8日 金	【実践講座⑱】 大学院実践活動発表会に学ぶ	【実践講座⑳】 大学院実践活動発表会
⑲	1月16日 月	【基礎講座⑦】 パソコン講座1 【基礎講座⑧】 パソコン講座2	【実践講座㉒】 活動のまとめ7(研究集録作成) 【実践講座㉓】 活動のまとめ8(研究集録作成)
⑳	1月30日 月	【基礎講座⑨】 パソコン講座3 【実践講座⑲】 活動テーマを考えよう	【実践講座㉔】 活動のまとめ9(研究集録校正) 【実践講座㉕】 2年間のまとめと今後の活動に向けて
㉑	3月8日 水	修了式・閉講式	